

ディスクロージャー分析～役員報酬に関する開示分析～

当ディスクロージャー分析レポートでは、TOPIX Core30（2021年12月末現在）の3月決算の会社（28社）の有価証券報告書を対象に、2021年2月の「企業内容等の開示に関する内閣府令」の一部改正（以下、本改正）のうち、役員報酬等（以下、役員報酬開示規制）について有価証券報告書にどのように記載されているか調査・分析を実施した。

はじめに

2018年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(以下、DWG報告)において、企業と投資家との建設的な対話をより充実・促進させていく観点での提言がなされて以降、役員報酬開示規制についても変更が加えられてきた。

ここでは、本改正の変更内容を開示例とともに確認するとともに、変更点の1つである「役員報酬の決定権限の再一任状況」についての開示例分析を行うことで、開示規制の趣旨がどのような形で反映されているかを確認する。

1.役員報酬開示規制の変更点

まず、本改正における役員報酬開示規制の3つの変更点について確認する。これらの変更点を踏まえ、ダイキン工業(株)の2021年3月期の有価証券報告書における開示例で該当箇所を確認する。

(1) 役員個人別の報酬内容についての決定に関する方針

監査役会設置会社等一定の会社について、取締役等の個人別の報酬等の決定に関する方針について、当該方針の決定の方法、当該方針の内容の概要、および個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会等が判断した理由の記載が必要となった。

(2) 業績連動報酬に非金銭報酬が含まれる場合の開示

取締役等の役員区分ごとの業績連動報酬等に非金銭報酬等が含まれる場合には、非金銭報酬等とそれ以外の報酬の区分をすることに加え、非金銭報酬等の内容の記載が求められることとなった。

(3) 報酬等の内容の決定に関する再一任状況の開示

取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く）において、取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定したときは、その旨、委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における当該株式会社における地位並びに担当、委任された権限の内容、委任の理由及び当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合における当該措置の内容の開示が求められることとなった。

これらの変更点について、ダイキン工業(株)2021年3月期の有価証券報告書の該当箇所を以下に示す。

なお、記載方法は画一的な様式があるわけではなく、下記はあくまで本改正による変更点の記載の一例として参考にされたい。

(4)【役員の報酬等】

①提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
・・・ (以下、省略) ・・・

②提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等
・・・ (以下、省略) ・・・

③役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 (⇒方針の内容の概要)

当社の役員の個人別の報酬等 (以下、本項において単に「報酬」といいます。) の内容に係る決定方針の概要は、次の通りです。なお、当社は当該決定方針について、報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により定めております。 (⇒方針の決定の方法)

(i)報酬の基本方針

・・・ (以下、省略) ・・・

(ii)取締役の個人別の報酬等の種類(業績連動報酬等、非金銭報酬等、それ以外の固定報酬等)の額及び構成割合の決定に関する方針

・・・ (以下、省略) ・・・

(iii)業績連動報酬の業績指標の内容及び算定方法の決定に関する方針

・・・ (以下、省略) ・・・

(iv)非金銭報酬の内容及び算定方法の決定に関する方針 (⇒業績連動報酬に非金銭報酬等が含まれる場合の開示)

社外取締役を除く取締役に対して「株式報酬型ストックオプション」を支給する。

・・・ (以下、省略) ・・・

(v)報酬等の決定の方法の方法及び個人別の報酬等の内容の決定に係る再一任の状況

取締役の報酬等の決定方針並びにその内容は、取締役会長の諮問に基づき、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役により構成する報酬諮問委員会が審議する。報酬諮問委員会は、判断の独立性を確保しつつ、諮問機関としての機能の実効性を高める観点から、外部専門機関の報酬アドバイザーからの情報収集並びに助言を活用しつつ、取締役会長に意見を答申する。取締役会長兼グローバルグループ代表執行役員井上礼之は、当該答申を踏まえつつ、取締役会からの再一任承認を受け、取締役の個人別の報酬等の額を決定する。 (⇒報酬等の内容の決定に関する再一任状況の開示)

・・・ (以下、省略) ・・・

④取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

・・・ (以下、省略) ・・・

⑤取締役の個人別の報酬等の内容が上記③の決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

●ダイキン工業(株)2021年3月期 有価証券報告書 ※下線部及び赤字箇所は筆者追加。

(取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬諮問委員会を6回開催し、業績連動部分の算定方法、支給係数、報酬水準等について当該決定方針との整合性を含めた多面的な検討に基づいたものであり、**適切であると判断**しております。(⇒**個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会等が判断した理由**)

2.役員報酬の再一任状況の開示例分析

上述の通り改正のあった役員報酬開示規制であるが、ここでは「報酬の決定に関する再一任状況」についての開示分析を行った。分析に当たっては、TOPIX Core30の2021年3月決算会社28社を対象とした。

●役員報酬の決定権限の再一任状況 (n=21)

再一任された取締役もしくは第三者	会社数
代表取締役社長（もしくは会長）	8
任意の諮問委員会	3

※ TOPIX Core30の3月決算会社は28社であるが、うち7社は指名委員会等設置会社であり、役員報酬の決定権限が報酬委員会にあることから調査対象会社から除外している。

※ 任意の諮問委員会に再一任している会社のうち1社は、委員会の構成員全員が社外取締役である。

●再一任している対象となる報酬 (n=11)

対象となる報酬	会社数
報酬の全部	8
報酬の一部	3

2021年3月期においては、11社が役員報酬の再一任状況についての情報開示を行っている（調査対象会社の52%）。また、これらのうち7社は前期から任意で再一任状況を開示していたが、残りの4社は本改正により新たに開示することとなった。なお、前期に再一任状況を任意開示していたが、当期、当該再一任を廃止した会社が1社あった。

また、報酬の決定権限を再一任している会社において、再一任の対象となる報酬は、11社中8社で報酬の全額が対象となっている。

以上のことから、一般的な見解として、諸外国と比べて日本のガバナンスの透明性、公平性が担保できていないと指摘される点に関しては、役員報酬の決定権限の再一任状況から一定程度支持されるかもしれない。

一方で、役員報酬の決定権限が他に一任すること自体は否定されるべきものではなく、その委任の理由が合理的であれば、本来の目的である、中長期業績の向上に資する効率的な報酬ガバナンスに資するものとなるはずである。

この点に関して、役員報酬に関する開示を通じて、会社としての説明責任を果たしていくことが求められる。

おわりに

DWG報告を契機とした役員報酬の開示規制の変化により、以前にも増して、報酬ガバナンスの状況についての開示の充実化が進んでいる。例えば、役員報酬の決定権限が任意に設置された報酬諮問委員会とされていた場合でも、その委員会メンバーに社内取締役が含まれているのか、社外取締役だけなのか、また社内取締役が含まれている場合に、その構成割合や誰が含まれているかが開示されることによって、情報利用者としては、報酬ガバナンスの理解を深めることができる。

また、制度により広く開示が求められることとなったことで、開示を行う企業としても報酬ガバナンスの状況について丁寧に説明すれば、実態が未だ旧態依然としたガバナンス体制になっている企業との差異を明確にすることができ、チャンストもなる。

本改正を契機に企業情報の透明性が向上し、DWG報告においての検討課題であった、企業と投資者との建設的な対話が促進されることを期待したい。

以 上